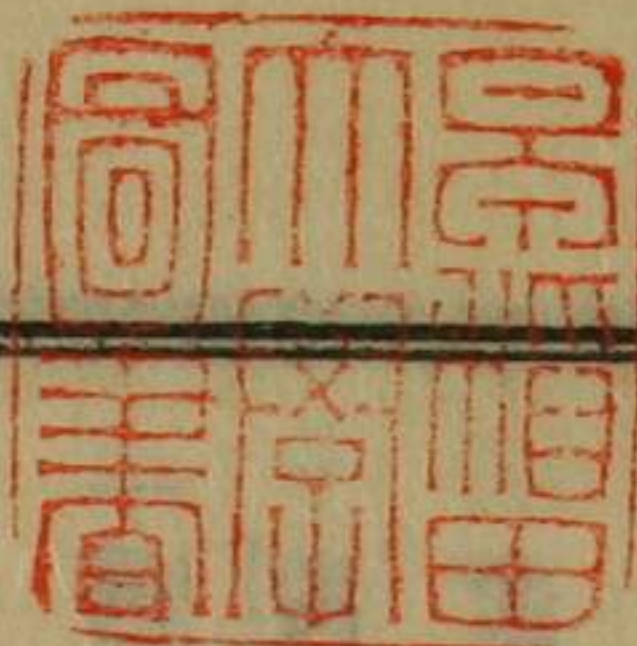


法普戰爭誌略卷之七



西曆一千八百七十一年一月二十九日即ち
我明治三年庚午十二月九日也

- 一月二十九日昨日法國政府よて市街へ布令
- 一和議乃談判其條約の件々目今未だ二國間ふ結約
確然ならん今數時間の後其結約の事件得て之を
公布候也し
- 一其條約の基礎るる件々の昨日公聞候所乃んもの
基礎く可し

一敵兵決して府内へ進入せず、次而して我一萬貳千人の軍隊ハ其郭乃内外ニ屯陣シ其他ハ軍ハ都て府内ニ入取して指揮官及諸士官ハ總て其劍ヲ携ふる事ト平昔の如ク成るる也

一和議の決約せらるるの上ハ其件々を咸ク書載シ即刻之ヲ公布せらるる也

一巴里府城の防戦抗力既ニ其晩戦ノ際限を極メ府内ノ抗力未ダ盡はらざりしと雖も食糧乃麵包既ニ盡くふニ及むて貳百萬口ハ老幼婦女其活命を如何ぞも政府固より戮力協心の極ニ竭キ幼童婦女

の横死を報酬せざると欲せしと雖も勢ひ之を奈何せざ

一巴里府の籠城既ニ一百三十二日敵の砲撃を受テ事既ニ一ヶ月たり又食糧ハ乏き事十二月十五日以前獸肉を分配シテ一人ニ三十ガラーム我六匁也一月十五日以後麵包を分與ハテ一人ニ三百ガラーム我六匁是一日の食糧にして屢ニ其生活を維持シテ然しとも此百餘日間ニ府内一日も其抗氣衰挫く事なし

一敵人我巴里府城の抗力近世非常の一例を警嘆せ

り巴里府城の毀傷甚しと雖も我共和政堂は人民
之を顧みず其抗力を盡して今日に至り而して
我衆戦を遏めて其和平の日を視ふ法國今日此事
迹共ふ永く忘失はるゝ流俗者也云々

一千八百七十一年一月二十八日

昨二十八日朝外務全權ハーブル氏ゼネラルワルダ
ン氏及書記官一人並に鐵路の機械手三人を同伴し
て普に本陣ウエルサイル城に至れり外務全權直に
グレイー氏に居館に至り談話數刻を移せり○午前
十一字外務全權ウエルサイル城に入ふ此時普軍は

陣中既に音楽終りたり普國宰相ビスマルク氏直に
法國外務全權と對談數刻に及へり又普將モルク氏
と法將ワルダン氏は應接を同時にして此二將を軍
律公法に和議條約を談判せり二國宰相會談は席に
於て和議は結約全成は後俱に其手を取て條約契
決の握手は禮を成は次に二宰相就席の後ビスマル
ク氏響應に食机に就たり二宰相其食竟は均しく
宰相局の應接は席を復せり同夜九字法國宰相普乃
本陣を去て巴里府城に歸り當日普に本陣にて二
宰相及二將の應接の事情人未だ知能は只其出

沒舉動の間を抄記せる耳○當日外務全權同伴は所の鐵路機械手三人ハウエルサイル城に於て普の本陣の免狀を得て後巴里府周圍の鐵路修理乃爲り出行せり○今日よりセーソン河に川蒸氣船にて運輸再ひ始まる而して巴里府諸道の鐵路大に修理を初めり○今日より巴里府城周圍の諸寨城を明渡次を爲昨日市中馬車會社に命し二千疋馬出出して諸寨城中の諸器物を運輸し諸寨城中の諸軍を咸く府内に潛入次へき旨を評議せりと城中に新製の大砲一百七十六門を運輸せりと云○余今日

午後市中に逍遙して其形勢を觀るに府内乃人民籠城の久しき其饑餓の爲に倦羸せし今日初めて活路を得たる氣象あり○今日府内は數多の兵隊入城せるものと見え又オムニビエスと號する市中會社の大車馬寨城より版府にもの都に四十八車途上連くるに市中に入るの兵隊都て銃劍を携ふる者なし是所謂軍律上の俘虜をれ也○巴里府に留瑞士國乃外務全權ケルン氏去る二十四日に普宰相ビスマルク氏乃返翰を再應討論はるに一書あり其文に曰一月十七日閣下余輩並に巴里府に在務乃各國諸全權

及領事官ふ答ふれ處に貴冊謹むて之を拜受一覽の後貴命乃如く余直ちみ貴翰を在府の各國諸全權に差廻せ察而して余閣下の返翰を披見はれに貴翰中一二は謬誤あはれを見れ日曩は十月四日閣下廻文を以て各國全權に達し巴里府内在住の他邦人民其居を避出はるべき旨を認め及び同月二十九日此廻文を以て巴里府在務の花旗合衆國に外務全權に送達し同日之を府内在務の各國諸全權中へ傳達はるべき旨を通せり云々爰は於て余直ち合衆國の外務全權に就て其蹤跡を尋ねに同氏に答へに曾て其事迹なき

由を以ては是其謬誤乃一也二に府内在住の他邦人民其住居を退避はれ本人の所置或は法國の權柄を係流す毫も普國軍權の預らざる所也云々曩は同月中閣下の書中へ府内の他邦人民普國軍中通行の儀は許容し難き旨を載記せり爰は於て府内在務は各國全權等之を訟告せり也然は過日は貴翰中に曰若し府内在住の他邦人民通行の義其官員より申出れ時ハ普國軍中通行の儀自在はれしと其所置未だ府内在務は各邦全權中へ傳達あれことなし然らハ普國と我邦及び各國の軍律一轍は出はれ

く然れその乎閣下は書中軍律は規律多し陳述
と雖も余輩は解し來は所は其の論を府城を砲
撃せよとふは必は前知報告は缺くるを以て
と信用し今日に至るまで猶遵守せり今此事件は余
各其國府に報し列國は政府他日之は閣下は應接
へし余今此一書を閣下呈し及むて唯余ら一名
を以て汝と雖も即ち各國諸全權及諸領事官の連名
に換はるもの也宜しく閣下其意を拒絶汝へし云く○
日誌中に今度法人の死傷及び病者乃ち他邦在住
の法人より救助金を贈りたる旨を記しるべし云英

國倫敦府在住の法人よて兩度に十萬フラン金を贈
る又日本横濱在住の法人よて五萬フランを贈り
國在住の法人よて五萬フラン及びツイール縣在住の
非同爵某氏より三萬フラン金贈りたり○同三十日
昨夕政府市街に公聞はる所は解軍弭兵の條約十五
個條あり日耳曼皇帝の目代獨逸同盟各國は全權宰
相コントビスマルク及法蘭西合衆共和政堂外務全
權ハーブル應接決斷定約はるもの其目如左

第一條

一普法兩國間に於て解軍弭兵の約更定せり仍

今日之と巴里府に公布せり但法全州及諸郡縣も
も今日よ京三日間を公布せられたるし

一此解軍弭兵の時日も今日より三週目にしり來り
二月十九日正午まゝおこなはるし

一法全州を中斷し之を一線と畫し之を境界と定め
今日まで其前後二分の地を在る處は二國の兵俱
こ此境界線を越ゆへらる事(法全州を二分し
其中畫線を置く可き郡縣地名及二國の軍在陣の
地名等委しく爰に書載せりと雖も我の益なきは
以て之を畧す)

一法全州の諸郡縣中二國の軍雜選し入交りて今日
はる對戦する軍兵は雙方其儘其地を靜止して轉
動はへらる然しとも總て二軍境界をハ必は十
キロメートル凡九十三丁に當るの距離を置く
へき事

一二國乃軍各其位置を堅く保ち慎むる不軌暴動は
をらるは總て其軍總裁に軍令指揮を守らへき事
一解軍弭兵の儀即刻二國の海軍中へ報告せらるへ
し此報告を得たの後直に二國の海軍東西に分れ
其境界を就て指揮を俟たへき事

一右弭兵和議の條約應接後其結約を報告は時日迄に問ひ海軍中奪掠はれ處に船艦は總之を返戻し其例陸軍諸郡縣は虜兵の如くされべき事

第二條

一今日巴里府の政府は於て解軍和議の結約既成はと雖も法全州は方向未だ知らざる故に政府直に諸郡縣に布告し其向背を問ふその其目二個條あり其一法全州は猶防禦は力勢を奮ひ敵兵と抗戦はるべき乎其二法全州若し和議を計らざるとは然る時ハ條約の件に何如の處置はるべき乎

右二個條は公問ハ法全州よ其の入札を以て公裁はるべし但し集會入札の儀ハボルドウ縣の別政府に於て行なはれべき事

一全國諸郡中集會入札のめボルドウ縣に參集はるべし官員途上通行の儀ハ都て普國軍權の諸總督よて周旋致はるべき事

第三條

一和議解軍中巴里府城周圍の諸寨堡及諸寨外の家屋等總て普軍に所領するべき事
一巴里府城部よて其周圍諸寨城迄は問地ハ之を中

分し普法二國乃番兵分領汝へき事
一諸寨城明を渡しの儀ハ軍律ニ従ひ証書を以て正しく讓授せざるをき事

第四條

一解軍弭兵中ハ普軍の一官一卒とも巴里府城中ニ進入汝をららざる事

第五條

一法軍其城郭外ニ配備せし諸大砲ハ總々普軍所領の諸寨城中ニ收藏し一門よても郭外ヲ備ふへらざる事(此條約中の規律なりと雖も今般法國よ

り格別乃依頼ニ對し普軍ハ其大砲を領有せしむる由)

第六條

一巴里府城乃内外ニ配備せし法國諸軍隊ハ總て軍律上の俘虜たる可き事(府内の市兵隊ハ之を除くふ事)
右法軍咸く兵器を棄て巴里府内ニ入り解軍弭兵中ハ決して城郭外ニ出行はざるをき事(是を軍律上の俘軍と云(此軍律上の俘虜なる諸軍を府城中ニ居らしむることと二國軍權度外ニ處置也と云)

一右軍律上の俘虜たる軍隊と諸將帥及諸士官ハ其姓名ヲ書載シ普の軍權ニ贈れへき事

一此將帥諸士官を俘虜中總て其佩劍を棄てらるる候事

一右俘虜ハ諸軍隊中よリ一萬貳千人の兵隊ヲ撰出し之を城郭警備の守兵と號次是法國兵權の自ら得られ處なり

第七條

一諸市兵隊を以前の如く兵器を携へる府内を警備し其權あるを又府内警備の諸隊政府警衛隊

市中番兵鎮火預備隊の類ハ總て其兵器を携ふは平昔に如くなほへし然りと雖も此諸警備隊其數三千五百人ニ過くへ加ふ候事
一諸ヲラシ千口一凡隊〔法兵ハ一名〕ハ總て政府より指揮せし可き事

第八條

一解軍結約定後ニ城郭外ハ諸寨城を明を渡張る以前ニ法政府よテ諸郡縣ニ送り出候處の使者及巴里府食糧諸物品調達使出入の便宜を都て昔ハ軍權總司職より處置候へき事

第九條

一 巴里府城外に諸寨砦を明を渡し及び法國諸軍隊
咸く其兵器を棄てて軍律上の俘虜と成れの後ち
巴里府に食糧運輸の儀鐵路及び河船の運漕自在
をばへし事

一 食糧の諸品物海陸二道其輸入自在をりと雖も方
今普軍領陣地に於て之を採り入るゝ事を許し
をららばは事法政府より普軍所領の土地及び境
外の諸軍に於て食糧を求集せむ事以普國軍權に
願へり然しとも未だ其軍權の許可の成否を知ら

はと

第十條

一 巴里府の人民他方へ旅行せむと欲はばは法
國の兵權に依て之を處ざらば可し但し普軍中
通行許容の儀を都て郡縣官員の出行の例に准せ
らば可き事

一 右出府通行許容の儀は朝六字より暮六字まで
事

第十一條

一 巴里府市街中より二億萬フランを以て普軍の失

費償税と次へきふに收納乃期日ハ解軍弭兵乃時
日よ京後十五日と定まらざりし事

一此償税收納法ハ普法兩國の法則ニ基き斟酌可
き事

第十二條

一解軍弭兵の時日間巴里府内諸職匹製造の諸物品
等總て他邦ニ輸出汝へらるは依事

第十三條

一解軍弭兵中ハ諸兵器彈藥及以諸器械ハ製造に給
汝れ物品を府内ニ運輸汝へらるは依事

第十四條

一解軍和議ハ盟約な依の上至急の事務を二國間戰
争中の虜兵ヲ換易汝れの事なり仍て法國府内及
諸郡縣中ヲ報知して普テ俘虜を將帥よは兵卒迄
咸く書載して普テ軍權ニ送り將卒ハ官職階級及
人員ニ應じ其代りニ我軍ハ俘虜將卒を普テ軍權
より受取へき事

一俘虜換易ハ儀を海陸軍將卒ハ外都て兩國間ニ掠
奪の商船或は運送船ニ乗組たる船將及人民等の
俘虜ヲ就きたれんものヲ於てモ其換易の法を軍務

將卒と同様の事

第十五條

一 弭兵中巴里府城内よて法國諸郡縣及其他邦に贈
れり書翰ハ總て普の本陣ウエ九サイ九城よ京送
達の周旋を致しべき事然しとも其書翰を封緘し
流ことを許しは都て其封を披きて出はべき事
右十五個條の目ハ二國全權宰相堅く之を盟約し
決して違背はへらるは事

一千八百七十一年一月二十八日法蘭西國ウエ
九サイ九城ヲ盟ふ

法國宰相

ハーブル

普國宰相

ビスマルク

結印

巴里府内鎮撫事務局より市街へ布令

一 自今他邦より用務あるは府内を出行せむと欲する
者普軍中通行の儀ハ法政府より應接して容易く
其旅行を得せしめし仍て出行致し度き者ハ即
刻巴里府市街事務局へ其旨を認へ出べき事
一 府内出行を望む者ハ其願書ハ左の件々を詳し書
載し出べき事

姓名住所家屋の番號職業の事務生産の證書且

何用よて何地み到れへき云く乃旨を精詳し書
載返へき事

一右普の軍中通行の許容を得流者其通行の道筋左
乃如し〔今爰有法國四通五達の地名を書載せりと
雖も我ふ益なきを以て略返〕

一千八百七十一年一月二十九日

巴里府政事堂よて入札會議の布令

和戰盟約に事件入札並ふ官員撰舉に儀來ふ二月
五日巴里府内ふて會合入札之あはへし
右入札大會議の儀ハ法國郡縣ボルドウ府の政府

よ於て參會入札可有之而して右集會刻限ハ朝八
字より夜十字までの事

一ア九ゼリヤ〔亞弗利加洲中ふある法の屬國〕及其他
屬地領分の人民其入札集會の儀を二月十二日を
るゑし但し此集會ハボルドウ府ふ於て開らば可
き事

一法全州八十九郡中より撰出はへき官員其數總て
七百五十五人をば可き事

右八十九郡の各地及其撰舉はへき議員の數を
各郡ふ賦割せふ詳と記せりと雖も今略して録

せ次

一千八百七十一年一月二十九日

外務全權ハーブル氏昨日普に本陣ウエルサイルに到はて數刻の應接あり○昨朝十字と京巴里府郭外に寨城明々渡しに儀始まれ京午前十一字普の二大隊シヤラシワンの寨城に入れ午後郭外の諸砦壘築ぬ普軍に依て領せらる○昨朝より法の諸兵隊巴里府内に入れ及せ之と與ふに麵包の分量を減せり曩と兵卒の出陣中より一日一人に付麵包七百五拾ガラーム(我凡百五拾目)と與へるに然るに府内は

入るの後之を五百ガラーム(我百目余り)と減せ京是府内麵包み乏しくして他の人民より一人に僅三百ガラーム宛を與ふるに故也○同三十一日政府より巴里府市街へ布令

一府内の食糧輸入に儀ハ片時も猶豫決へらるるに要件たるを以て昨日外務全權普に本陣可到京更に應接はるに目今に急務に府内に食糧を輸入はるに在るに故之を運輸はるに普に所用に蒸氣車を借受る旨を相談せ然るに此應接後英國倫敦府在務の法國全權より急報の傳信機を以て

報知せり其文一月三十日曉三字倫敦を發し朝十字普國伯靈府發し夕六字法國ウエルサイル城の本陣に達せり余當府に於て食糧及諸物品を悉く調達せり法國海岸シエツプ港に差向たり急速同港に其官人を出たり收納運輸に處置之あり急へき也云々一月三十日千ソー氏より爰に於て政府鑛路に便宜を以て蒸氣車或は河船を以て早急府内に輸入せらる事

法政府市兵隊中より軍賞をてしジオンドヌル軍賞の標章を授け與ふるを以て其數一百七拾人其階級及姓名

名を略し○午後余巴里府郭外寨壘を巡視して其二軍間には陣營配備の状態を視れり城郭外市街の外門を都て普兵屯陣警衛せり府内の人民は壹人も其寨城近傍に近付たり諸道の外街總て普軍の所領とせり法兵の守衛せり場を巴里府郭諸道に城門の其外街を出るに至てハ總て普軍之を領し軍權最も熾なり其警備最も嚴なり故に余普軍所領に諸寨城に近づくこと能はざり唯外部の衙門普國番兵乃屯陣を巡視して暇あり

二月一日〔我十二月十二日〕今日政府の布令なし○昨

日政府は官員二名ボルドウ縣に向送り發足せり是即諸郡縣中に入札公裁み任ひる官員也○同日法乃政府より府内人民三千五百人分は通行證券を普は軍權に乞ひ出る也○同日二國間俘虜乃將卒換易は議成流る巴里府籠城以來府城は生捕る所は普兵九百拾四人を送遣しる普は軍中より普虜は等級位階は比例し其人員丈々換へて巴里府内は送輸せり○日誌中は方今普軍の法國諸郡縣を奪掠流るもの總て貳十五也其地名峇汝法全州は八十九縣あり而しる今普軍の領は其三分の一は居せり○普軍は

日誌中は方今巴里府城周圍に陣したる軍兵の一日分の食糧物品は概量は録せり普軍司糧局は一書あり其目

麵包十萬四千斤米麥二十四萬斤牛肉七十頭豕は白肉二十四萬斤鹽三萬六千斤茄菲六萬斤馬は飼料小麥二萬四千斤枯草六千斤燒酎製は酒三千五百陶橙汁製は酒三千五百陶葺十二萬斤兵卒用卷葺一百十萬數士官用は卷葺五萬數也と云

○過日普は伯靈府より軍中兵卒に贈り來る處は衣衾アラネ九は襦袢三萬四千枚毛織は靴足袋二萬五

千疋フラネルは腹巻布二萬五千疋フランクケツト二萬五千枚也又去年七月十六日普兵出陣後よて十二月三十一日迄は獨國よて陣中の兵士に送達は紙書翰は數六千七百六十萬紙也又日誌は送りし其數一百五十三萬六千冊及び茶○出陣以來普軍の兵士へ其親族より贈與せし貨幣の總額四千百萬金にして其外ふ又五萬の包物を送りて○此二個月以來精兵十八萬を普軍中よて法國に送遣せり○此戰爭中法國內在陣の普兵より拂ひ出しむる貨幣の總額二億百萬フランと登録せし云去れ十二月三十一日迄

普軍會計局の控書也○巴里府日誌中ふ昨日一婦人有て巴里府城外の警衛屯陣の普の軍營に來り乞て曰余ら夫巴里府に在りて籠城中其死生の消息を得候はるる殆むと五個月余之を患て寢食ふ就らば昨日あり今聞く王の軍權其府内人民の出行を許せりと願はくは公等今其大度で垂れ余をして府内に入て夫の安否を知候事を得せしめば鴻恩何そ是に如らむと其容貌恩愛に爲る神心殆むと狂亂せるものゝ如し普軍之を憐れ許して巴里府門外法兵の前營に至り達せしめたりと云○同日昨日軍務全權ゼネ

ラ九九フローー巴里府城の諸軍隊中へ送達の書ふ曰
巴里府城中食糧の麵包續らむ限り我ら諸軍兵肝腦
を原野ふ灌ひて其王城を防禦せし事既五個月然
るみ今我國土の興運奮起はるに至らばしと諸軍の
粉骨碎身其勳巧表章はる事能はる勢ひ今日乃至
せり然れども今日の事諸軍能く静止し能く堪へ忍
むて相俱み一和協力し國土のふは慎むて相誤は事
勿き今我ら三軍鮮血を草野に膏せるの後其國土乃
ち忍むて静止謹勤せよと聞々ハ萬邦之號稱して
我兵勇悍あるのみふは汝能く其禮讓は堪へよと謂

ハヤ乎○昨日普の宰相ビスマルク氏より五百枚の
通行鑑札を法の外務全權ハーブル氏に送は是即ち
政府諸官員及諸官局の官員出入の爲に汝るもの也
と云○昨日昉はる巴里府より三道の鐵路成て其蒸
氣車發せりこと皆諸郡より食糧を集め府内は運
輸せむ爲ふり○昨日教導全權ジュルシモン巴里府
を發ちてボルドウ縣に出行せり○同三日昨日政府
よ京市街中へ布令

留守官内務職の儀ハ外務全權ハーブル氏兼勤の
處今般願は仍々新ちみエロー九ト氏を以て内務

職に置らるると云

○昨日商農全權一萬五千の羊を府内に運輸せりと云○巴里府内より馬車繫挽の馬數平日八萬疋ありと云然るる籠城中其獸肉盡き多く其食に供したる故今府内の馬數壹萬貳千ふ上るべしと云又平日も市中往衢と貸借の小馬車市中往返は依るに相對貸しは依處乃小車三萬以上ありしは此節府内用便は是處は小車五百車のと他は皆其馬を屠り盡せられたる也○同四日今日余巴里府郭外に出でて普軍屯營は地に至り其情態を觀ると騎馬は士官五七名騎兵四五

騎歩卒二三拾人何れも一道乃口を守り法人其道路出入を願ふ時其者所持の證券検査以上通行を許し出入の取締最も嚴にして昔の武威郭外は輝々として若干の騎馬士官常々諸道を巡邏して非常を警備せり余又郭外の諸道と巡視するに普軍の警備甚嚴として法人其腰を屈し道路乃出入を願ふ形狀實に憐む可堪へし余他邦の一書生にして今府内は遊客の身次ら其狀慨歎に堪へず況や法人乃心裏をや○以大利亞國一月三十一日出版の月誌中に以國政府より國中に布告する一書あり其文は自今羅馬

國の政府を廢し以國全權ガツダ氏を置て羅馬國の全權職を以しむ可しと云々羅馬舊國今日に至り其廟堂を廢滅するに至れり○巴里府内へ布令

一今般和戰兩條に入札し出席候へき議員撰擧れ會來る七日夜十二字迄は夫々書載なき公聞候事

○同六日余ら知人コロネル(歩軍督將)シスピオー氏過日解兵以來軍隊を引擧ぐて府内に入てオテアルドビル館に外館に在り今日余ら賢主益併氏及び余を招き晝食を俱よせや事を申告せり余午前十字に益

併氏と俱に其館に至り食机に就く其軍隊中の諸士官亦食机に列せり其人々ハリーテナンコロネルコンマندانカビテーンリウテナン及スーリウテナン等也食後法國所置の論説有て黄昏に及び歸費
○同七日普軍先鋒第六番隊總督ゼネラルウオン
トムプリング普王の命に依り法國中の令に
一我普軍今巴里府城を制馭するに間法兵と非す
一我軍に向ひ抗戰障碍するものハ直ちに捕へ
一我軍律に處はる事
一知音の好しみを以て敵に間通するもの敵の間諜

と竊に潜伏せし見及こきと助力次依ふの
一敵の復仇の意或佐々或ハ敵の誘導を爲して我軍
と死傷災害を加ふるもの
一諸橋架諸水路及ハ鉄道且傳信機等を妄りと破却
斷絶し及我諸軍隊の陣營と火と懸る及諸輜重場
に火と懸流その

一我軍向陣と抗流其兵器砲器を加ふるもの
右四個條を犯戻依徒ハ直ニ捕へて我軍律之處
即刻死刑を行ふハ依をきなす

一千八百七十一年二月五日

普國軍將トムプリングよて通行掟則を布告ハ

一巴里府内外の住民其居所を去る者夜中八字より
朝六字迄の間出入並ニ軍中を通行ハをららざる
事

一府内出入ハ人民を我軍務官より渡せし証券
發出し我士官の許可を得るの後をらて一切通
行ハをららざる事

一他方よ來歸來入府ハ人民を誰しも通行道筋
其地乃屯營中ニ訟へて後許可を得へき事
右の法令犯ハものあらハ直ニ入牢せらる可きなり

一千八百七十一年二月五日

巴里府郭外に所置律令總て普軍乃手に出る也○同
八日今度法國ボルドウ縣に於て和戰の兩條に入札
公裁決に全州に官員總て七百五十五人を其内巴
里府内より四十三人を撰へり昨日以來市街物議囂
囂を○日誌中に普國に俘虜を法人に職業を書
載せざるあり曰方今獨逸國に在る法兵の俘虜其
數四十萬に登せ給而して此虜兵の内歩卒と爲り勤
職のものはある或は金銀細工或は玉石細工或は左官
職或は工匠の類に各々其固有の職業を爲し一日一

フラン半の金貨を獲ると云當年一月一日獨逸國に
て廢帝那破倫右四十萬の俘虜に壹人に付金貨五フ
ラン及び十本入の巻煙草一束と贈りてと云其
趣意又察しむべき耳○同九日一月六日夜三字法國ボ
ルドウ縣を發し其の一書に内務全權ガンベタ今日
其職務を奉還して退務しむべき書に巴里府に通し直
し退職しむべき旨を載り右代勤の二全權アラゴ氏内
務職を攝りゼネラルフロー氏軍務全權を採りて昨
夜巴里府を發しボルドウ縣に出府せり○内務全權
ガンベタは退務の所以を聞き今度ボルドウ縣に別

政府よわひて法全州を撰舉の議員集會し二軍
 間の和戦兩條及和議條約の件を付全州の向背を
 公裁せむらち全國の各郡各縣を其人物を撰舉
 しとせし會議せしめむと決然たりガンベタ過日ボ
 ルドウ縣より法國諸郡縣を布令して云今度議員を
 撰舉はるる去年夏集議院會議の節出軍の説を主張
 しちる人員を此度議員中より撰舉はるるはと云此
 布令各縣を公布せり然るは政府に於て其説全く
 相反し法全州は彼我の區別なく諸郡縣の撰舉且人
 民の所好を隨へり仍るガンベタ氏の布令行はれり

終に退職せり○余法國の事情を察決はるる全州の人
 民今其黨今四派に分らる

シピユブリケーン

共和制度を助くる派

ボナパルキスト

那破倫家を助くる派

オニスアニユト

王爾噠侯を助くる派

此王爾噠侯と云へるは那破倫帝の前の法王ルイ
 ヒリプの末孫也故に之を立てて再び其王胤を連
 續せしめんと計れる徒なり

シジキミスト

法國古代の王胤を立て
 ると決る派

此しジキミストと謂へるハ姓名ニ非ハ一派の黨名也

今此四派の黨全國ニ並ひ競ふて勢ひ相制馭せらるるに如し然れども當日其勢ひの盛衰ニ仍て或ハ興廢せしむるニ那破倫在位の間ハ他の三派交々煽動し互ニ相競へて特ニ共和政度の黨勢ひ最も盛なりして其帝坐を覆らへんと欲せしむる事既に迫り帝の浮虜となりしを視て直に其勢ニ乗せしむる然らば今日の勢ひ衆又共和制度を罵らるるの多く又他の三派交々相競り至るに然らば方今の形勢を觀らば

巴里府内の人民ハ共和制度の徒最も多くし又之を助ぐるものと欲するもの少らるる但し其全國諸府縣の如きも猶那破倫家の派及王爾噠侯家の派尤も衆くし相競り四派の勢更ニ制し可らるるに至り然るに内務全權ガンベタ氏の布令ニ去年集議院ハ那破倫を佐々て軍を出しへき説を唱へたるもの多し今度全國の會議ニ加ふべからば云々余ハ一小生を以て觀らば猶其説の頗僻ニ據らば視る況むや有識の人をや夫もボルドウ縣の政府ニ會して和戰の兩條を決斷し且條約の諸件を決議せしむる法國の一

大重事よしと國家の興廢存亡の係り然らば全國
 隔意なく其草莽に勸むる處其人民に撰む處は人物
 を集め其公議を採るべきなり何そ一日に失算を以
 て之を拒絶し公布して其人を貶黜はれれば謂あらむ
 や○ガソベダ氏今年三拾六歳勇悍材畧あり内務全
 權に任ざらばしよ然出て郡縣を披舞鞅掌し能く人
 民を率ひて國難重事を自ら任し碎身努力しと今
 日に至り人望最も厚き也然れり今日の所爲固よ
 定見ありと偶然と非流ふ可し猶其他日と觀るべき
 耳○同十日法國政府より市中へ布令

一 明十日巴里府内よ於て議員撰擧の義明後十一日
 午時と差延れ候事

一 巴里府副知事職右の裁權に預る可しと云
 一千八百七十一年二月九日

巴里府内今日より麵包の定量を廢し以前を復し
 て其多寡買者の望に任せ商買勝手ある旨を普く市
 街に布令せり而して其麵包の品種最美白色市民初
 めて安息せり○昨九日朝ウエルサイル城に陣し
 る普軍の内ゼネラルキルクバツキ氏軍隊二萬八千
 人砲器輜重を全備し法乃オニスアン郡に發向せり

と云○今夜一報あはれて我皇朝の軍事監察使の諸官員巴里府へ到着乃由を聽く余直之其閱る處の日記を投し走りて其旅館に至りて助め諸君を謁す○同十一日昨日巴里府政府より市中へ布令

一月二十八日和議弭軍盟約中ふ日數十五日を期とし貳億萬フランの貨幣を巴里府内より出し之を調達する能はし内外四方を索め此金高を借入せしむるを乞ふ其貸借の法百五(即ち一百フラン一月五フランの債)とし其證券を政府より

差出原る事

二月十日

今日正午十二字迄人員撰舉の期限なり然もとも雜選混亂未だ決果せぬ今夜より之を政堂に奏達すしと云く○同十二日會合撰舉の人員法全州八十九郡あり其人口三千八百萬人此内より撰舉するべき人員七百五拾五人なり又各郡より其人口は衆寡に應じ撰舉の人員固よる多少あり巴里府は如きは其地甚を曠遠なり故に雖も人口既ふ貳百萬人に登せり而して府内の市中を貳拾街に分ち此中よる三拾

萬人出、四拾三名の議員を入札撰舉せしむ今朝十字半迄に府内の人撰を政府に達せしむの雇ふ三街に他の十七街ハ人撰未だ決定せぬ此三街中よリ撰舉せしむ人員貳百三拾貳人に登りしむ此内最も人望あはれ一萬千三百九拾一人乃至壹萬千六百五拾三人の爲に撰庸せしむを雇ふのハエトガートネ。ルイプラン。イクトリユ。ゴ等ふと今日撰舉中乃第一等と居し又今朝縣内ハ人撰を政府に達せし縣ハ雇ふ九縣のハ他ハ未だ決せぬ○昨朝外務全權ハ一ブル其子弟を携へボルドウ縣に出張せしむ

云○今日よリ府内食糧の獸肉分量減度の法を廢止して其商法以前より復し秤量人の望しむ應然しと未だ其價騰貴して復せぬ○同十三日昨夜半十二字迄人撰を議員を政府に達ししむ市街ハ凡て十三街より此街よリ撰舉せられし人員を九百五十一名と登りて但し其撰舉中最も人望あはれ多人數よリ撰舉ふ預りし者ハガリバル。ルイプラン等より此人を二萬三百十五人より撰舉せしむ今度巴里府内撰舉中乃巨魁と稱譽ししむ○昨夜半迄政府に達せしむ處の諸郡縣五十郡也其郡中撰舉ハ内

人望あはれて衆口よき吹擧せられたる者ハバ
 ルツ一
 九一等より此人に於ては七萬四千五百五十一人
 の爲に擧らる今度郡中の魁といひ昨夜半よき今朝迄
 よて巴里府内及び諸郡縣中大略其半を奏達せし然
 るとも今日未だ其決議に至らぬ○同十四日府内よ
 て撰擧の議員其數大略定まりしと云然しとて政府
 よて之を公開せし○今日巴里府の政府よて受取
 處に諸郡縣よて撰擧の議員中其吹擧の人数は多少
 今日迄は魁を依るに五七人名あり其人ハ員千エ一
 九氏を撰擧せし者都て十八個縣よてはドロシユ氏と

是に次く其吹擧總て八縣よき吹擧ジュオ一
 九氏之角
 次く其吹擧五個縣よてはガンベタ氏及ゼネラ
 シ
 ヤンガルニエ一氏俱に四縣よて吹擧せしはハ
 プ
 九氏及ピエ一九氏俱に三縣よて吹擧せしは其
 他
 の
 人物ハ二縣よて吹擧せし其姓名繁きを以て畧
 誌
 況
 況
 ○同十五日昨夜巴里府内撰擧の議員名簿全
 く決定し其名稱の大略此順序階級ハ吹擧せし人
 衆寡に仍て議員四拾三人の名を記載す

議員名錄吹擧人口

九イープラン氏 二拾一萬六千四百七拾一人

イクトリユーゴ氏	二拾一萬四千百六拾九人
ガリバルヂー氏	二拾萬零零六拾五人
エドガー九キネ氏	十九萬九千零零八人
ガンベタ氏	十九萬千二百十一人
ロセホー九氏	十六萬三千二百四十八人
セイセー氏	十五萬四千三百四十七人
デレスクリエース氏	十五萬三千八百九十七人
ジユアノー氏	十五萬三千三百十八人
スー九セル氏	拾四萬九千九百十八人
ヘリキスパカー氏	十四萬千百十八人

マルタン氏	拾三萬九千百五拾五人
ポトウ氏	十三萬八千百四拾貳人
ロクルー氏	拾三萬四千六百三拾五人
カンボン氏	十貳萬九千五百七拾三人
ドリアン氏	十二萬八千百九拾七人
ランク氏	十貳萬六千五百七拾二人
マロン氏	十壹萬七千三百五拾三人
プリソン氏	十一萬五千七百十人
チエー九氏	十萬貳千九百四十五人
ソーワージ氏	十萬二千六百九十人

マ九タン氏

十萬二千百八十八人

マ九ジュヘリン氏

十萬千百九十二人

グシポー氏

十萬一千一人

此以下十九名總て十萬人以下の吹舉也最も其末筆にありハルシー氏を六萬九千七百九十八人と吹舉せらるり其名稱及び吹舉せらる人口を爰に略す

○今夜に至て法全州及び諸郡縣議員の撰舉漸く成れりと誌波○同十六日昨日外務全權ハープル氏普の本陣ウエルサイル城に至り宰相ビスマルク氏と

應接數刻と及び七字巴里府城に飯を食て今朝未だ人其事實を知らぬと雖も果して休兵弭軍の日延ば應接ならむ事察せりと○去る十三日別政府ボードル縣にて衆議院初會を開き午後二字二十分に始まれり當日ベノアーダジ氏あるもの假し議長は坐し升る此人年齢の長者なる故也と近日議員盡く參集せし上更に議長撰舉はと云當日の會議議長ベノアーダジ氏及外務職ハープル氏の二員其言を述ぶるのこにて會席歇むと云○同十七日曩し一月二十八日和議條約申し解軍弭兵の期日三週間即

二月十九日正午迄也と云然は處一昨日外務全權
ハーブル氏普の宰相ビスマルク氏に應接し今五日
間解軍日延び約議成はて來る二十四日正午迄の期
限を立てり昨夜政府より布令あり○昨夜ポルド
ウ縣に別政府より報知あり一書に曰去る十三日ゼ
ネラ九ガリバルヂー氏左の一書を政府に贈りて其
退職を報せり曰余法國の共和制を扶くをため身
家を擧ぐ其役に投せり而して幸すオスゼ縣の督軍
に任せられ我志願既ふ終り爰を以て余其退職を
乞ふ○今日軍務全權より政府に贈る書中に將軍オ

スゼは督軍職を去るむと云るの旨を報せり○法國
政府よりゼネラ九ガリバルヂー氏に答ふる書に云
法國政府今深く公に盡力厚意を謝し特ふ公に退職
を遺憾に公我共和國を扶くて身志を竭し且生民防
禦のため身命を抛ち苦戦せり我法國全州永く此厚
意を遺忘可くはと云々○此ガリバルヂー氏なれ
者多以太利亞人にして歐洲有名の軍將あり此人元
と立君制度を忌みて共和制度を欲はること既久
し故に此度法國に來り其共和制度を扶きて大に盡
力戦争せり此度法の郡縣に戦ふに此人は部下に屬

ハル兵都々八萬人大リ振ふて人望最も歸ぞマ○同
十八日去十二日ウエ九サイ九城普ハ本陣に於て解
軍弭兵ハ期限猶五日延期の約成ぞ然仍々更ハ左の
五個條を増加ぞマ

第一條

- 一ニ九ホ九郡の城寨を開き其戦具兵器ハ俱ハ咸く
之と普の軍將に引渡ハハ
- 一右城砦中の守兵を其隊中ハ附屬ハハ兵器及輜重
を率々他郡に引退クハ
- 一右城砦守禦ハ將帥及兵士等普の軍將ハ出會の上

軍則ハ從ハハ正志く速に其授受をぬし終マ守
兵悉く當縣境外の法軍中ハ加入ハハ

第二條

- 一右城寨中に俘虜とぬしハ普兵ハ都々普軍の權勢
に任シ其處置自在ハハ

第三條

- 一此條ハ法國諸郡縣中二國の軍隊屯陣の境並に其
陣所の轉移及鉄道所領ハ諸件クハ抄譯を
ハハ之を略ぞ

第四條

一ベサンソン縣寨城の周圍を於て守兵の法軍と攻兵の普軍とハ十ギロメートル(我二里二十丁余)の距離を置くへし而して其地の鐵路ハ法兵及普兵共り其給用自在を乞ふな

第五條

一ジュラトウブユートドーの三縣中へ速に解軍彈兵の日數延期の布告をなし前後二十個條の約定を違犯なく領掌候へき旨を更なる布令候へきなりと云々

一千八百七十一年二月十二日

法國宰相 ハーブル

普國宰相 ビスマルク

結印

議員の撰舉會議の入札五百三十一人なり

議長 クレビー氏五百十九人に入札を以て擧ぐ

副議長 マルテール氏。ベノアーダジー氏。ビー

デー氏。シオン。マルビル氏四名

鎮撫目監 ハーズ氏。ゼネラルバリエール氏。プラ

ンセター氏三名

執筆史官 ベトモン氏。シミユザー氏。バラント氏

ジョンストン氏

右昨日ポルドウ縣に別府あり於て議定せらるる今朝巴里府内に公聞あり○同十九日(我辛未年正月元日也)法國内より掠鹵在陣の普兵第一軍將帥ウオンゾーベン氏歩兵五十五大隊騎兵五十六大隊三十四砲隊○第二軍將帥フリデリツキシャル侯歩兵九十五大隊騎兵一百三十六大隊六十一砲隊○第三軍將帥普ル太子歩兵一百二十九大隊騎兵五十六大隊五十八砲隊○第四軍將帥サキス王太子日耳曼北部に軍歩兵九十三大隊騎兵六十大隊五十八砲隊○第五軍將帥ゼネラルマントウヘ九日耳曼南部に軍歩兵一百

十八大隊騎兵五拾四大隊五十一砲隊○第六軍援兵歩兵貳十七大隊騎兵十六大隊三拾三砲隊也其總計歩兵六百十五大隊其兵六十一萬五千人騎兵四百零一大隊其兵十二萬騎砲兵貳百零九隊其兵四萬五千人其軍兵總て七拾七萬人此報知ハ普の本陣ウエルサイ九城より伯靈府に送りしと英の倫敦府より再ハ法國に報し來れはあり○二月十三日ウエルサイ九城普の本陣より伯靈府に送り公布せし書に曰フシデリツキシャル侯此度ゼネラルリツシンの官に升り普に總督大將軍と稱せらば是連日乃戦争ふ比

類なき勳功あり之を表章汝はちめ此尊號を與へしと云○今次解軍中の償金として貳億萬フランを法政府よる普の本陣に拂出せり即ち一億萬フランハ英國及普國の紙幣を以て之を収む五千百萬フランハ法國の紙幣を以て収む三千百萬フランハ法國の金貨幣を以て収む貳千百萬フランハ法國の銀貨幣を以て収む其高總々二億萬フラン也此金高ハ法國和睦の償贖ふ非汝只一月二十八日より二月廿四日まで廿六日間休軍中の償金也と云

附言

余ら此戰爭誌略を集むる實り西曆七月十一日み始はて今二月十九日に至り二國の戰和未だ全く定まら汝曩々一月二十八日巴里府開城して和議談判の爲三週日の解軍弭兵を約し其後五日の延期をなし日數都て二十六日即ち二月二十四日正午十二字まで也我正月六日故に今日未だ其戰和の判然たる向背を知ら可くは然るみ余今爰り毫を抛はて此冊を終るものも則明目我 皇朝軍事監察使の諸公法の巴里府を發して英京倫敦府に發向せしるへき報を聞き遠く會て記輯したる所の冊子を行季中より

出し併せて之を總括し其旅館に至り諸公み就て謹
むて之を我在 廷の諸賢も呈せむことを希へハ
なり

然も余今日筆を棄てて其記緝竣畢ふれば可非
此書固より法普戰爭誌略と録せ流故を以て猶陸
續之を記緝し軍戰爭全く終れば日ふ至はて悉く
其冊子を採り再び之を呈せむ事を冀ふ

明治四年辛未正月元日夜誌于法國巴里府北城
北

安藝

渡 六之助

追跋贅言

一夕余獨り法兵敗軍の事跡を妄誌する日法五失
あり

人和を得ばし其軍を擅まくに彼一失あり

敵を侮はる其兵傲ふ二失也

將帥を撰擧を誤りて其令良からば三失也

兵乃成算を失して嗣くに兵器乏し四失也

間諜を用以はる敵を機を察はれんと能はば五
失なり

其目に曰

人和を得んことを其軍が擅まるとは一失也

法國人民が制馭し難きことと古來よ能人乃知
る處に是人民常の廟堂を蔑視し草莽激動と
屢々其國體を變換し其宿弊あれはなす而して一
千七百七十年以來歴の二百年間其國體が變換を
これ都て七回曰王國共和帝國王國共和帝國共和
即ち之なり夫も宇内萬邦其文明開化斯に如く
して僅の二百年間其國體を變換する如く數回
に至るを古よ能未だ聞はる所也是此宿疾庸醫
の能く容易に治はる所にあらずは唯豪爽智勇乃

一王出て府内を足下み踏と全國が掌握はる非
はるは駕御して一日も其全體を保育はる可らば初
め第三世那破倫材武が以て自立し帝位を登りて
府内を膝下し壓し全國の威權を握りて能く其權
武を四隣に輝せしこと十八年然るに其晩年に至
りて威武漸く衰弛し從はる法國固有の激動病萌
芽し出し竊に徒黨を集め黨を結ひ帝を弑して國亂
を起はると欲し暗に之を刺すと謀り或は宮門内
に大砲を伏せし宮中を射すと帝之を知り千策
萬略を以て威し或は鎮め或は其巨魁を擧ぐ庸に

其黨を離散せしめんとし或は市民を鼓舞して
を罰せし獄に投し百方其術を施し漸く宿病平治
せんと欲此に於て其嗣子を立んと帝坐に升らし
めて事ヲ計る國中を令し普く萬民を問て其可否
を議せしめ其是非を公聞し其嗣子を立たせし
確契を結定し大に之を國中に賀せしめんとは實
に去年五月二十一日に於て國人固よ此事を欲せ
んが十の七八を以て其衆議入札の譜表を公聞
せしに及て可を以て奏決せしもの最も衆し是恐ら
くハ那破倫の方寸よ然出所からん乎而して帝

固く其國民に心服せしむるを知れこと明瞭あり
故に帝竊り計ふ國人今昇平に久きと飽く宜し
く兵革を起し我威武を振ふ其塵埃を一掃し國
中に臭氣を一時に攘ふ新鮮な氣を得せしむ
ことと計る然るに今法兵精練帝既高年也假
令餘齡あはれ内外の事情を考慮決る其勢は今
日不如らんと頻りに四隣を窺視し軍を起すの緒を
索むること日あはれ是國其女王を放逐して王座
を廢し新なる合衆共和の制度を立てむとは是に
於て法帝謂へく我今體中にある無數の惡蟲を驅

はて漸く其激動病を平治せしめたる隣屏共和の制度を開ふは我體中の傲蟲忽ち起はて宿病再ひ發はれこと必と察と思ひ大に其心力を盡し是國に共和政度を廢せしめんと欲然も若し其事成らばは兼て謀る處の兵革を開くべき緒を得るは是國に兵力固よは恐るゝ處に非はるは其策を兩端可用ひ斷然共和制度の傳染を絶たはむは我兵力を示はへまなり也と爰に於て帝頗ふ是國を迫る是國固よ之を抗はる力なきは其共和制度を廢し新ふる國王を立てむとし英澳葡の各

國よ其公子を求めて皆應せし終に普王の一甥を乞ふ普王直之を許し其契約殆むと成るに及むる那破倫之を聞て深く思ひ謂らく若し此二國一和はれるときは我國の害を猶我左右の牆堦に豺狼を受るら如し一旦其豺狼戮力を逞ふと前後より我の噬齧搏攫を加ふる時ハ我其前門の豺及後門の狼に當ふ可らは故に此一和を斷絶せしめんと思ひ直に一使を普國に送り其王甥を是國の王となはせんと欲し契約を破らむことを乞ふ普國容易く之を應じて其契約を破斷せり又帝南の

方是國之翼を張りて試るふ彼き之を拒ま決東の方普國の嘴を容るれとも普國之を防ら以爰に於て帝其兵革を開くへき緒を失ひたり故に再ひ普國の使節を遣りて曰普國の王族を絶て是國の王に立しむへらら以盟約を乞ふ若し成ら以むハ兵革に及む耳と普王怒て之を受肯むせ以斷然使節を拒絶し又法國と以和親を斷ちむ事を示せり爰を以て那破倫直ち諸軍を令して其兵を悉く國境に備へしむ然るに其兵廟算乏しく屢く敗績し終に九月三日セダン縣に於て普帝自ら諸軍と

共に俘虜となし其當日其警報を聞きて巴里府の人民忽ち激動し眼前鼻敵の府内に通り來るを顧み以直に其國體變し帝國を廢し合衆共和の制度を立て又國帝を親族を驅逐して之を國外に放逐せり嗟呼法國人民の帝を視るに恰も寇讐に如く之を忌む之の惡むこと眼前の鼻敵より甚し其故何乎是所謂人和を得失て其軍を擡まくは以故の其失一也

敵を侮はる其兵傲る二失也

夫も法國兵威の熾むるに曩に一千六百七八十年

間(即今と距る殆むと二百年)法王ルイ十四世材
武智略能く其國政を修め威武を四境に張る國土
を擴む其兵威當時歐羅巴洲中を轟動せし又一千
八百十年間(即今と距る六十年)第一世那破倫再ハ
大に其武威を奮ふ歐洲乃各國威く壓倒蹂躪
し旌旗の向ふ處草木靡伏し爰ニ於て兵制滋其精
練と極め兵器益々奇巧也是より其威武萬邦を轟
き歐洲に震ふ又一千八百五十年以來第三世那破
倫(即ち當帝)自立帝坐し升格し大に其威武を張る
屢々四隣に兵を出し悉く勝利を得る故に法

人思へらく我軍乃向ふ處勅敵ふと帝亦之を許
せり又去年七月下旬其兵が普國に入らむと決
時法人自ら許して其都に伯靈府を拔らむこと
二月間にありし其出陣乃將帥兵卒只直に伯靈
府を衝らむことと拔れし僭望し其陣慎まら其營
堅ららば爰ニ於て普の將帥容易く其虚實を知り
八月六日一朝之を襲撃し其陣營を蹂躪し一戰
に其國境を越へ深く法地に入り巴里府に逼る
然れり法人も九月中旬巴里府籠城しに逮せり
始て其軍の敗績せりとを知る是所謂敵を侮

法帝の兵傲は其失二也

將帥を撰舉を誤りて其令良からば三失也

法帝は出陣するや軍務宰相ブルフ氏を携へて
メツス縣に入之を參謀將軍とし三軍を指揮
總之をブルフ氏に謀る然るに其揮指常に齟齬
して諸將卒爲り羸れ爲に敗られ故に八月下旬帝
バゼーン及マクマオンは二將帥を擧げて其指揮
を司とらしむ是よて二將兩翼と爲る其軍を二
分し左右に道を分ち粉骨碎身して數十回苦戦
二國は兵爲り鮮血を曠野に流溢せしは敵軍大

此二將を厭ひ法國人民助て此二將あることを知
る然れども事既後れて梟敵を掃攘するの功を
奏ゆれと能て左翼の將帥マクマオン氏ハ大
に傷ひて法帝及數萬の兵と俱り降して敵の俘虜
となす又右翼の將帥バゼーン氏ハメツス縣に入
て七十余日防戦し彈丸硝藥盡き城中饑餓に逼る
み及びて出て敵の虜み就くを畢り忍竊ふ其事跡
城惟ふに初め帝メツス縣に至る時バゼーン氏を
參謀將軍と爲しマクマオン氏を三軍の大將軍と
爲は其軍を振ふ恐らく多又倍せむ乎如何むと

法普戰爭記略 卷之七
ふれハバゼーン氏ハ材略有テ善ク謀リマクマオ
ン氏ハ材武有テ善ク戦ふ彼のブーフ氏の如きを
其材略材武固よク二氏よ下をふこと遠く而して
諂諛巧言以テ常に帝ヲ媚ル者よしく其器固よク
三軍を托ル可くハ帝久しく此諸將ヲ將として其
雄畧智謀の長短固よク熟智ハ所なす然も其軍
を起ルに當りて撰舉を誤リ竟ハ法軍乃敗績被招
くよ至テ果しく時運乎是所謂將帥乃撰舉被誤り
て其令良なるハ其失三也
兵の成算被失しく嗣ハ兵器乏し四失也

初め法帝兵を起ルと欲ル時之を廟堂乃諸全
權等ニ謀ル七月上旬諸宰相議事院ニ出テ討論を
しや依數日間也第十日に至テ諸全權威な坐し列
し討論の上軍務宰相ブーフ氏ニ問ふて曰今若し
法國兵革の事あるハ軍陣の豫備充實せりや否や
と軍務宰相答て曰法國軍陣の豫備充實せ依こと
假令其戦争二年間累積被とも兵卒の脚袴の工ハ
ゼ一はたも買ひ求む依ことあるをら依と滔々
とし潔よく答へたり爰よ於テ其議一決し翌日
法國の使節普國乃伯靈府ニ向テ發行し二國戰

争を開く則ち八月二日也夫よて連日戦争劇烈
して二軍乃死骸數百里間之累積して山野原壑爲
よ覺忽らと河川爲よ其水色變淡然ふ普軍ハ
滋大よ軍兵増し其數常よ法軍乃二倍三倍甚し
きハ五倍七倍よ登り爰以て毎戦法軍敗取
依然れとん國中_ニに嗣く援兵なし此故と遽よ其
軍募り或ハ亞弗利加洲の属地ふ在依兵呼ハ
奇せ或ハ亞墨利加洲の在兵及亞細亞諸洲の在兵
引舉々又其海軍ハ將帥及海軍兵卒呼ハ
む依も只五七萬計なりハ猶此敵と抗決ふ足

以終に九月下旬巴里府は籠城に及や其城郭を
布置次へき大砲なく又諸縣を令して大に民兵を
募り巴里府城を守衛を任しめよと決るよ之み與
め依小銃はシヤスポー足ら依次府内を募は
市兵隊を編むも亦小銃足ら依志々皆古代は雷帽
銃を以て依と然も其後に驅て集む依市兵等ハ
又其小銃も之を與ふれと能ハ依る者最も多し
故に是を分ちて市兵應援豫備隊と名々或ハ鎮撫
防火預備隊と號せり此時府内は諸兵器鑄造局
於て毎日製造依れ處の大砲大凡十門余小銃殆ど

千挺ふもハ十一月ヲ至テ漸ク大砲小銃多く鑄造
 あり昉めて府内の砲臺及ハ市隊の武器全備セテ
 此戦争を起シ初めよシ法軍常ニ兵卒及銃砲ふ
 乏しく屢々其勝利を敵ニ譲リ輕ク其地を退き
 容易ク要害切所を敵ニ掠鹵セテること既ニ數度
 あり是法國初め其境上ニ陣ハル兵三拾萬ニ至リ
 普軍其國界ニ對陣ハル兵都テ七十萬なるを以テ
 也故今軍の敗る々強チ法兵の弱きニ非ズ假令良
 將勇卒と雖も毎戰我ニ倍強ハ三五ニ敵ニ當リ而
 とも我ニ救援乃來ハなく我ニ銃砲の補ふことあり

をハ何をも以テる永く能く其戰に堪也可々をや
 是所謂兵に成算誤失して嗣くる兵器に缺乏あり
 其失四ふ事

一 間諜を用ひ以て敵に機察ハルこと能は
 五失也

初法國普國に和親ヲ破リ兵を起シてハる時絶
 へて普に状態を監察ハルことを索ハル又戰城ハ
 此に及ぶて軍陣ヲ間諜密使ヲ置とてなく其處置
 最も公明ヲ出テ而して其境上戰ハ城開くと
 へども巴里府内居住ハ獨逸人を驅ハル又軍陣兵

士は進退及其轉換を至る迄政府を得る處に警報
等直ちに之を布令して普く府内に公聞せしむ故
に一瞬間を忽ち千里に遠きを走りて我軍は機變
を敵に知らしむるに至る是歐洲列國傳信機は線
を引こと蜘蛛絲を素をたるる如くなきはなり其後
九月中旬敵軍法都に逼り我籠城はるに及むる始
に獨逸人を驅り法國に境外に出はしといへども其
處置尤も嚴酷なり然れば猶府内を普く問諜潜伏
偵察極めり多し又籠城中數く出り敵軍を衝りて
ことを試みたりと雖も其衆寡及虚實を知らず然

ハ機に投して勝を得は事なく毎戦敗れり城中に
遁せ入れ而して其守兵概ね民兵及市兵なきは其
氣常収縮し出て戦はむと欲はる英氣日減し入
り守るの縮念夜々生し城中銃器を携ふる者六
十萬人ありと雖も一十三日は問竟る一回を死
地に入りて敵に圍を噬り破り其活路を開く一
大接戦あるを見れば終に食糧盡き城を開き出て和
を乞ふに至る是則所謂問諜を用ひし敵の機
偵察はるること能はる其失五也

